

# 社会福祉法人ののはな会

## 役員・評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第8条、第21条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等について必要なことを定める。

(定義)

第2条 この規程に基づく役員及び評議員は、次に掲げる者とする。

- (1) 理事長
- (2) 理事
- (3) 監事
- (4) 評議員

(役員の職務)

第3条 役員及び評議員の職務は以下のとおりとする。

- (1) 理事長 社会福祉法人ののはな会の最高責任者とし、定款第23条に定める理事会（以下理事会）を開催し、その業務を法及び定款その他の規則に基づいて執行する。
- (2) 理事 理事長を補佐して法人経営に助言を与えるとともに、理事会に出席し、議決を行う。
- (3) 監事 定款第18条に定める監査を行う。
- (4) 評議員 定款第9条に定める評議員会

(非常勤役員、非常勤評議員の報酬等)

第4条 第2条第1項、第2項、第3項、第4項に掲げる者に対しては無報酬とする。

(その他の支給額)

第7条 第2条に掲げる者に対して、以下の手当等を支給する。

- (1) 旅費 実費相当額

(その他)

第9条 以上で定めるもののほか、必要な事項は評議員会で決定する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。